

I 工学部共通

6 試験およびレポートなど

- 各科目の成績評価は、小テスト、中間試験、期末試験、レポート、発表などの方法を用いて判定されます。各科目の成績評価の詳細はシラバスに記載されています。

(1) 試験に関する注意事項

1) 試験時間割の発表

- 原則として授業科目の担当教員より発表します。授業科目によっては、通常の授業時とは異なる教室や曜日・時限に実施する場合があります。

2) 座席の指定

- 中間試験および期末試験の際に、各自の座席が座席表で指定されている科目は、これに従って着席してください。座席の指定がない場合は、試験監督の指示に従ってください。

3) 学生証の提示

- 必ず学生証を持参し、試験教室では学生証を机上通路側の見やすい場所に置いてください。
- **学生証を忘れた場合は、学生課で『仮身分証明書』の交付を受けてください。**
- 『仮身分証明書』は当日の当該試験科目に限り有効ですので、終了後は速やかに学生課へ返却してください。

4) 試験教室への入退室について

- 試験所要時間の2分の1を経過すると、試験教室への入室は認められません。途中退出はできません。

5) 持ち込み可能な物品について

- 試験中に机の上に置いて良いものは、学生証または仮学生証、シャープペンシル、鉛筆、ボールペン、消しゴム、時計のみとします。
- 許可されている場合に限り、ノート、プリント等の参照が可能です。
- 計算機などは、使用が許可されている場合に限り使用できます。
- 携帯電話・スマートフォン等を計算機・辞書・時計として使用することは禁止します。
- 試験に不必要なもの、指定されていないものはかばんの中にしまい、閉めて、見えないようにしてください。特に、携帯電話・スマートフォン等の電子通信機器の電源を必ずOFFにし、かばんの中にしまってください。これらが守られないときには、『不正行為』とみなされる場合があります。

6) 試験監督者の指示

- 試験教室では、試験監督者の指示に従って受験してください。
- また、試験監督者の許可があった場合を除き、学生間の筆記用具その他の貸借は一切禁止します。
- 試験監督者の指示に従わないときは『不正行為』とみなされることがあります。

(2) 追試験

- 学生本人の傷病、その他やむを得ない事情（正当な理由）で試験を受験できなかった場合は、速やかに授業担当教員に申し出てください。授業担当教員が認めた場合に追試験を実施します。なお、必要に応じて欠席届の提出を求める場合があります。

(3) 不正行為

- 不正行為とは、学則に基づいた単位認定に関わる試験と提出物における学生の本分に反する行為のことです。
- 「単位認定に関わる試験と提出物」とは、大学が実施する単位認定行為に関わるもので、「試験」は小テスト、中間試験、期末試験等を指し、「提出物」は成績評価に必要となる論文、レポート、作品等を指します。
- 不正行為を行った者は、単位認定の重要性および試験の厳正性と提出物の適切性に従い、**その期に履修した全ての科目の単位認定を行わない、学内に不正行為の公表を行う**などの処分が科されます。

「不正行為を行った者」とは以下を指します。

- (1) 不正行為を実行した者。
- (2) 不正行為を共同で実行した者。
- (3) 不正行為の実行を補助した者。
- (4) その他、上記に準ずる行為をした者。

※他人の代わりに授業に出席することも禁じられています。